

番号	カテゴリ	サブカテゴリ	質問修正	回答案
1	自己申告制度 等証明制度	共通	自己申告制度とはなにか。また、どの EPAで利用できるか。	自己申告制度とは、EPA税率の適用を要求するために輸入国税関に提出する「貨物が原産品である旨の申告書」を、輸出者、生産者又は輸入者が自ら作成する制度です。日本が締結済みのEPAで輸出者、生産者及び輸入者による自己申告制度が採用されているのは、日豪EPA、TPP11（CPTTP）、日EU・EPA及び日英EPAです。このうち、日豪EPAは第三者証明制度（輸出国で発給された原産地証明書を輸入国税関に提出する制度。以下同じ。）との併用となっております。なお、日米貿易協定においては輸入者による自己申告制度のみが採用されています。
2	自己申告制度 等証明制度	共通	自己申告制度を利用するためには事前に税関に対する届出や登録手続きが必要か。	自己申告制度は、産品が協定上の原産品であることを示す情報を有している輸入者、輸出者又は生産者が利用することができる制度であり、税関への事前の届出や登録手続き等は不要です。
3	自己申告制度 等証明制度	共通	自己申告制度の場合、原産品である旨の申告書は誰が作成できるのか。	輸出者、生産者又は輸入者が作成できます。なお、輸出者及び生産者は輸出締約国内に所在する者とされています。
4	自己申告制度 等証明制度	共通	原産品申告書を作成した輸出者・生産者はどのような義務を負うのか。	申告内容の正確性への責任及び当該申告にかかる書類の保存義務を負います。また、輸入国から産品の原産性について検証（事後確認）があった際に情報の提供等の対応を求められます。根拠法令は各EPA及び「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」です。
5	EPA税率適用 の確認方法	共通	日本から輸出する貨物について、相手国で輸入の際にEPA税率の適用を受けるための手順を知りたい。	EPA税率の適用を受けるための流れについて、「輸出貨物へのEPA利用のステップ」にまとめましたのでご参照ください。 （リンク： https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_riyou_EX.PDF ）

6	EPA税率適用 の確認方法	共通	HSコードについてどのように調べれば よいか。	HSコードは「輸出統計品目表」（日本における輸出申告で使用）、または「実行関税率表」（日本における輸入申告で使用）で調べることができます。（リンク：税関HP「輸出入の手続き」→1.品目分類及び税率「輸出統計品目表」 https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm ）なお、輸入貨物に適用されるHSコードは輸入国税関の判断に拠ることから、日本から輸出される貨物にかかる輸入国におけるHSコードについて判断に迷う場合には、輸入者等を介して輸入国税関に事前教示制度等を利用してお問い合わせいただくことが最も確実な方法となります。なお、輸入国での適用を保証するものではないためアドバイスにとどまりますが、各税関の関税鑑査官部門においても輸出貨物にかかるHSコードのご相談を承っております。
7	EPA税率適用 の確認方法	共通	輸入相手国で設定されているEPA税率 はどのように確認すればよいか。	税関HPに、我が国が締結しているEPAに関する相手国側譲許表を掲載しております。リンク（税関ホーム→経済連携協定（EPA/FTA）（関税・税関関連）→相手国譲許表（関税率表） https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm ）なお、日EU・EPA及び日英EPAにおいては、譲許表に掲載されていないHS番号に分類される産品は、関税がEPA発効時に即時撤廃されています。
8	EPA税率適用 の確認方法	共通	どのような貨物が原産品と認められる のか。	貨物が原産品と認められるためには、貨物について締約国（日本からの輸出貨物については日本国内）において一定の生産が行われていることが必要になります。協定によって異なる部分がありますが、基本的には、 （A）完全生産品 （B）原産材料のみからなる産品 （C）品目別原産地規則を満たす産品（実質的変更基準を満たす産品） が原産品の要件とされます。詳細については、リンク（原産地規則とは https://www.customs.go.jp/roo/origin/index.htm ）でご確認ください。
9	EPA税率適用 の確認方法	共通	原産品の要件のうち、 （A）完全生産品 とは何か。	完全生産品とは、その「生産」が1カ国で完結している産品であり、該当する産品が協定において具体的に掲げられています（例：生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの、日EU・EPA第3・3条1（b））。
10	EPA税率適用 の確認方法	共通	原産品の要件のうち、 （B）原産材料のみからなる産品である 場合 とは何か。	原産材料のみから生産される産品とは、締約国内の原産材料のみから、当該締約国において完全に生産される産品のことをいいます。当該要件に該当するかの確認においては、生産に使用された全ての一次材料（産品の生産に直接使用される材料）が、適用するEPAの規定を満たす原産品と認められることを確認してください。

11	EPA税率適用 の確認方法	共通	原産品の要件のうち、 （C）実質的変更基準を満たす産品(品 目別原産地規則を満たす産品) とは何か。	品目別原産地規則を満たす産品（実質的変更基準を満たす産品）とは、非原産材料（第三国の材 料等原産材料以外の材料）を使用して締約国において生産される最終産品が、元の材料から大き く変化（実質的変更）しているため、原産品と認められる産品をいいます。何を「実質的変更」 とするかの基準については、HSコードごとに「品目別原産地規則」としてまとめられ、各協定 の附属書等になっています。
12	EPA税率適用 の確認方法	共通	品目別原産地規則の読み方を知りた い。	品目別原産地規則は、各EPAの附属書等に産品のHSコード毎に規定されています。品目別原産地 規則に定める実質的変更基準には、（1）関税分類変更基準、（2）付加価値基準、（3）加工工 程基準の3つの類型があります。 （1）関税分類変更基準：産品のHSコードと、使用された全ての非原産材料のHSコードに特定の 変更が生じた場合に、実質的変更が行われたとする考え方。 （2）付加価値基準：協定毎に定める計算式によって、一定の価値が付加された場合に、実質的 変更が行われたとする考え方。 （3）加工工程基準：ある特定の製造又は加工の工程が行われている場合に、実質的変更が行わ れたとする考え方。 なお、各協定の品目別原産地規則に使用されている用語等の定義はそれぞれの協定に規定されて いますが、具体的な産品にかかる品目別原産地規則の読み方がご不明な場合は、EPA原産地セン ターにてご相談を承っております。 また、品目別原産地規則を読むためには、産品のHSコードの確定が必須です。日本税関の関税 鑑査官部門においてもご相談に応じておりますが、HSコードの判断は、最終的には輸入国税関 がいたしますので、EPAの確実な利用のために輸入国税関における事前教示制度等の利用もご検 討ください。
13	EPA税率適用 の確認方法	共通	品目別原産地規則を確認したい。	原産地規則ポータルに掲載の「原産地規則の検索」、「原産地規則一覧表」又は「協定・制度別 情報」等の協定条文等からご確認ください。

14	EPA税率適用 の確認方法	共通	国内で調達した部品は、原産材料と認められるか。	材料を原産材料として扱う場合には、当該材料が「適用するEPAの原産地基準を満たす原産品」であることを、客観的な書類等により確認できることが必要です。日本国内で生産・調達されている材料であっても、その事実のみで日本の原産材料と認められるわけではありません。 なお、上記原産品の要件のうち(A)(B)(C)のいずれを満たしてたととしても原産品と認められることに変わりはありません。材料を非原産品として扱っても産品が(C)の品目別原産地規則を満たして原産品と認められる場合には、当該材料を「適用するEPAの原産地基準を満たしているか不明な非原産材料」と扱った方が証明負担が少ない場合があります。
15	EPA税率適用 の確認方法	共通	産品の品目別原産地規則が関税分類変更基準の「類の変更（CC）」である場合に、複数ある産品の材料のうち、一つの材料のHSコードの類が産品と同一である。この場合、原産品とは認められないのか。	関税分類変更基準は非原産材料が満たすべき要件ですので、材料が適用するEPAの原産地基準を満たす原産材料と認められる場合は、産品の品目別原産地規則を満たす必要はありません。また、産品の品目別原産地規則を満たさない材料の使用が、EPAの僅少の非原産材料（許容限度）の規定の範囲内であれば、産品は原産品と認められます。
16	原産地手続き （日本からの 輸出貨物）	共通	輸出貨物が相手国で輸入される際の原産地手続きについて知りたい（輸出者・生産者による自己申告の場合）。	産品が原産品であることを確認した後、原産品申告書を作成し、相手国における輸入申告の際や要請された場合に輸入国税関に提出する必要があります。原産品申告書の作成方法や記載要領はEPAによって異なります。詳しくは、原産地規則ポータル「協定・制度別情報」等に掲載しております各EPAの自己申告の手引きをご参照ください。
17	原産地手続き （日本からの 輸出貨物）	共通	日本から輸出される際の日本税関への輸出申告時の手続きを知りたい。	日本での輸出申告に際しては、EPA税率適用にかかる手続きは特に必要ありません。
18	原産地手続き （日本からの 輸出貨物）	共通	輸出貨物に係る原産品申告書を日本語で作成することはできるか。	日EU・EPA及び日英EPAにおいてはEPAの規定上日本語による申告文も用いることができますが、相手国に提出する書類ですので、英語での作成をお勧めします。その他のEPAは英語で作成する必要があります。
19	原産地手続き （日本からの 輸出貨物）	日EU・EPA、 日英EPA	日EU・EPA及び日英EPAで「原産地に関する申告文」を記載する商業上の文書とはどのような書類を指すか。	商業上の文書については協定上の定義はありませんが、インボイス、プロフォーマインボイス、パッキングリスト、デリバリーノート等がこれに当たります。なお、インボイス等商業上の文書との関連付けが明らかになれば、別紙に作成することも可能です。

20	原産地手続き （日本からの 輸出貨物）	日EU・EPA、 日英EPA	日EU・EPA及び日英EPAで「原産地に関する申告文」にある「輸出者参照番号」とは何を記載すればよいか。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）第2条第15項に規定する法人番号（13桁）が該当します。我が国の輸出入申告等の輸出入者符号欄に記載されているもの（末尾4桁の枝番部分を除く）と同じです。相手国税関で照会される場合があることから、国税庁法人番号公式サイトから英語表記の登録をされることをお勧めします。（税関からのご案内 https://www.customs.go.jp/roo/procedure/houjin-bangou.htm ）
21	原産地手続き （日本からの 輸出貨物）	共通	貨物の一部にEPA税率を適用する場合、原産品申告書はどのように記載すればよいか。	インボイスの中のどの製品が原産品であることを明記してください。一例として以下のような方法が考えられます。 例1) 品番等を引用し、原産品申告書に「インボイスのうちプロダクトコード●●●、×××の製品にのみ適用される。」と記載する。 例2) インボイスの製品記載欄に記号等を記載して原産品と非原産品が区別できるようにし、原産品申告書に「インボイスに「△△EPA」の記載がある製品にのみ適用される。」と記載する。 例3) EPA税率を適用しない製品について、インボイスの個別の品名記載欄に「非原産品」等と明示する。
22	原産地手続き （日本からの 輸出貨物）	共通	相手国の顧客に輸出者自己申告の原産品申告書を作成するように求められたが、申告文を記載することで足りるか。	自己申告を行う者はその内容の正確性に責任を負いますので、作成者自身が原産品であることを確認する必要があります。また、製品が原産品であることに関する書類の保存義務を負い、検証（事後確認）時には税関からの情報提供要請に応じる必要があります。なお、申告文の作成者が生産者でなく製品の原産性を判断する情報を全く入手できない場合には、生産者による自己申告を行うこともご検討ください。
23	原産地手続き （日本からの 輸出貨物）	TPP11（CPTTP）、 日EU・EPA、 日英EPA	相手国での輸入時に締約国でEPA税率の適用を行わなかった場合に、EPA税率を遡及して適用することは可能か。	特惠税率の適用(還付)に必要な手続きは、輸入締約国の規定をご確認ください。
24	書類保存	共通	申告に関する書類の保存義務、保存すべき書類の内容について知りたい。	原産品申告書又は誓約書を作成した輸出者又は生産者は、原産品に関する書類を日豪EPA及びTPP11（CPTTP）の場合には作成の日から5年間、日EU・EPA及び日英EPAの場合には4年間保存する必要があります。対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書（写し）のほか、申告内容に応じて輸出者又は生産者自身が原産性を判断し、原産品申告書等を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程フロー図その他の原産品申告書の内容を確認するために必要な書類全てです。なお、輸入国税関からの検証（事後確認）において、当該保存書類の提供を要請される場合があります。

25	書類保存	共通	書類の保存義務を怠った場合、どうなるのか。	書類の保存義務は各EPA及び日本の国内法令である「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」によって定められた義務です。輸入国税関からの検証（事後確認）があった際に十分な情報の提供が行えない場合は、結果として、輸入締約国においてEPA税率の適用が否認される可能性があります。
26	事後確認	TPP11（CPTTP）、日EU・EPA、日英EPA	TPP11（CPTTP）、日EU・EPA及び日英EPAの検証制度（事後確認）とはどのようなものか。	輸入された産品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、産品についての情報を以下の方法により求めます。輸入者、輸出者又は生産者から十分な情報が提供されない場合等には特惠税率の適用を否認される場合があります。 【TPP11（CPTTP）】 ①輸入者に対する輸入国税関による検証 ②輸出者・生産者に対する輸入国税関による書面検証（書面検証：産品について、質問票等により情報を求めること） ③輸出者・生産者に対する輸入国税関による訪問検証（訪問検証：事務所や工場等を訪問し、産品の原産性の確認をすること） 【日EU・EPA、日英EPA】 ①輸入者に対する輸入国税関による検証 ②輸出者・生産者に対する輸出国税関による書面又は訪問検証（輸入国税関から輸出国税関への協力要請に基づくもの） ※②については、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合のみ
27	事後確認	日豪EPA	日豪EPAの日本の輸出者又は生産者に対する検証制度（事後確認）はどのようなものか。	豪州税関からの日本の輸出者・生産者に対する連絡は、外交ルートで日本国税関を経由して輸出者又は生産者に対してなされることとなっていますが、併せて、豪州税関から輸出者又は生産者に対して直接なされる場合もあります。
28	事後確認	共通	生産者である自社は商社を介して貨物を輸出しているが、輸出国から検証（事後確認）があった場合に価格等の情報を商社に提示したくない。どうすればよいか。	検証（事後確認）は「原産品申告書の作成者」に対して行われます。貴社が「原産品申告書の作成者」である場合には、輸出者を介さず、貴社に対して直接情報提供要請が行われます。輸出者である商社が「原産品申告書の作成者」である場合は商社に対して情報提供要請が行われますが、この場合でも、日本税関においては、生産者の企業秘密に該当する情報について商社を介さずに直接税関に提供することも認めています。

29	事後確認	日EU・EPA、 日英EPA	日EU及び日英EPAの検証（事後確認）で日本税関に対して提供した情報には、企業内の機密情報が含まれる。国外への情報提供を回避することはできるか。	日EU及び日英EPAにおいては、輸出者及び生産者が検証（事後確認）において提出した情報のうち、機密情報であるとしたものについては、輸出国税関は輸入国税関へ提供してはならないと定められています。
30	事後確認	共通	事後確認による質問検査は必ず受けなければならないのか。	質問検査を忌避した場合には、「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」によって罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。
31	事後確認	共通	サプライヤーから一部材料を仕入れているが、原産性を確認するための書類としてサプライヤーが作成した証明書を保存しておくことで足りるか。	検証（事後確認）の際には、サプライヤーが作成した証明書の根拠書類の提出を求められることがあります。貴社で原産品申告書作成時に当該根拠書類を入手・保存されない場合は、サプライヤーに対し、証明書の作成に際して原産品の確認に用いた書類を保存するよう依頼してください。
32	事後確認	共通	原産品申告書等の記載に虚偽の内容や不備があった場合、罰則が適用されることはあるか。	原産品申告書の作成者は、各EPA上、原産地に関する申告及び提供する情報の正確性について責任を負うこととなっています。また、原産地証明書等について虚偽の提出をされた場合は「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」に抵触する虞があり、同法令において罰則が規定されています。